足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、足立区（以下「区」という。）内の路線バス停留所の環境整備事業に要する経費を補助することにより、区民の利便性向上及びバス交通の利用促進を図ることを目的とする。

（通則）

第２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金の交付に関し必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において路線バス事業者とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（補助対象事業者）

第４条　この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項の許可を受け、区内において路線バスを運行している事業者とする。

２　前項の規定にかかわらず、暴力団（足立区暴力団排除条例（平成２４年足立区条例第３７号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条例第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

（補助事業等）

第５条　この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）　バス停留所上屋整備事業　バス停留所の上屋の新設又は既設の交換（撤去を含む。）

（２）　バス停留所ベンチ整備事業　バス停留所のベンチの新設又は既設の交換（撤去を含む。）

（３）　バスロケーションシステムデジタル表示機器設置事業　バス停留所のバスロケーションシステムデジタル表示機器の新設又は既設の交換（撤去を含む。）

２　補助事業は、次の要件を全て満たすものでなければならない。

（１）　区内に位置する路線バス停留所で実施する事業であること。

（２）　営利を目的とした施設を設置するものではないこと。

（３）　道路法及び道路交通法、上屋にあっては建築基準法等の関係法令を遵守して整備すること。

（４）　管理及び維持補修について、補助対象事業者が責任をもって行い、その費用の全部を負担すること。

３　この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施した補助事業に係る次の経費とする。

（１）　設置する設備や原材料の購入費用

（２）　設置工事を行うために工事業者に支出した費用

（３）　既に設置された設備を撤去した場合における処分費用

４　この要綱による補助金の交付額は、補助事業のいずれにおいても、予算の範囲内において、２００万円と、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の低い方の額とする。ただし、補助対象経費について、国、東京都その他の団体から受けた補助金がある場合は、その額を補助対象経費から減じるものとする。

（補助申請）

第６条　この要綱による補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足立区路線バス停留所環境整備費補助申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添付して、補助事業に着手する前までに申請しなければならない。

（１）　補助事業実施計画書（実施時期、実施箇所、整備内容及び整備施設の図面を含む。）

（２）　見積書

（３）　国、東京都その他の団体から受けた補助金がある場合は、それを証する書類

（４）　前３号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助の内定）

第７条　区長は、前条の規定による補助の申請があった場合は、速やかに審査を行う。

２　区長は、前項の審査の結果、補助の対象となると認めるときは、補助を内定し、足立区路線バス停留所環境整備費補助内定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　区長は、第１項の審査の結果、補助の対象とならないと認めるときは、その理由を付し、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更、取下げ等）

第８条　前条第２項の規定による補助の内定の通知を受けた者（以下「補助内定者」という。）は、内定を受けた内容について変更しようとするときは、足立区路線バス停留所環境整備費補助内容変更申請書（様式第３号）に関係書類を添えて区長に申請し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、変更を承認するときは、足立区路線バス停留所環境整備費補助内容変更承認書（様式第４号）により補助内定者に通知するものとする。

３　区長は、前項の審査の結果、変更を承認しないときは、承認しない理由を付し、その旨通知するものとする。

４　申請者は、申請を取り下げようとするときは、足立区路線バス停留所環境整備取下げ・取りやめ届（様式第５号）により、区長に届け出なければならない。

５　補助内定者は、補助事業を取りやめようとするときは、足立区路線バス停留所環境整備取下げ・取りやめ届（様式第５号）により、区長に届け出なければならない。

（内定の取消し）

第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の内定を取り消すことができる。

（１）　申請した内容について、疑義等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。

（２）　正当な事由なく、内定通知日の属する年度内に補助事業が完了しないとき。

（３）　補助の内定を受けた日より前に、補助事業に着手したことが認められたとき。
（４）　その他補助を行うことが不適当と区長が認めるとき。
２　区長は、前項の規定により、補助の内定を取り消したときは、足立区路線バス停留所環境整備費補助内定取消通知書（様式第６号）により、補助内定者に通知するものとする。
（補助金の交付申請）
第１０条　補助内定者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、足立区路線バス停留所環境整備完了届・補助金交付申請書（様式第７号）により、区長に補助事業の完了を届け出るとともに、補助金の交付を申請しなければならない。
２　前項の完了届・補助金交付申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
（１）　補助事業報告書（補助事業に係る着手前、実施中、完了後の施設写真を含む。）
（２）　補助事業に要した費用が確認できる書類（請求書や領収書等）
（３）　道路占用許可書の写し（道路占用の許可が必要な場合に限る。）
（４）　完成検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。）
（５）　前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）
第１１条　区長は、前条第１項の規定による補助金の交付の申請があったときは、書類審査及び必要に応じて実地検査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付決定通知書（様式第８号）により、補助金を交付することが適当でないと認めたときはその旨を、補助内定者に通知するものとする。
（補助金の請求及び支払）
第１２条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第９号）により、区長に補助金の請求を行うものとする。
２　区長は、前項の請求書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。
（交付決定の取消し）
第１３条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付又は交付の決定を受けたとき。
（２）　補助金を他の用途に使用したとき。
（３）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（４）　この要綱又は規則に基づく命令に違反したとき。
２　区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により、補助事業者に通知するものとする。
（補助金の返還）
第１４条　区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、足立区路線バス停留所環境整備費補助金返還命令書（様式第１１号）によりその返還を命ずるものとする。
（違約加算金）

第１５条　補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第１６条　補助事業者は、補助事業により取得した上屋等を当該取得の日から５年を経過する日まで、この補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（財産処分に伴う収入の報告及び納付）

第１７条　補助事業者が前条ただし書の規定による区長の承認を受けて財産を処分した場合において、当該処分による収入を得たときは、関係書類を添えて直ちに区長に報告する。

２　区長は、前項における報告を受けて、内容を審査し、適当と認める場合に、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（財産の管理義務）

第１８条　補助事業者は、補助事業により設置した施設等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

（関係書類の保管）

第１９条　補助事業者は、補助事業に関する書類を、補助金の交付を受けた会計年度終了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市建設部長が定める。

付　則（５足都交発第２５８１号　令和６年１月９日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

捨印

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（提出先）
足　立　区　長

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　印

足立区路線バス停留所環境整備費補助申請書

下記のとおり、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱の定めるところにより、足立区路線バス停留所環境整備に係る補助を受けたいので、同要綱第６条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の種類（当てはまるものに丸をつける）
（１）バス停留所上屋整備事業
（２）バス停留所ベンチ整備事業
（３）バスロケーションシステムデジタル表示機器設置事業

２　補助事業の整備予定期間
令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

３　補助事業に要する経費見込額（消費税抜き）
金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

４　補助金交付申請予定額（補助対象経費に２分の１を乗じて得た額、ただし千円未満切り捨て）
金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

５　添付書類
（１）　補助事業実施計画書（実施時期、実施箇所、整備内容及び整備施設の図面を含む。）
（２）　見積書
（３）　国、東京都その他の団体から受けた補助金がある場合は、それを証する書類
（４）　前３号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類

以上

様式第２号（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助内定通知書

年　　月　　日付で申請のあった足立区路線バス停留所環境整備費補助については、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第７条に基づき審査した結果、下記のとおり補助の対象となることを確認したので通知いたします。

記

１　補助事業の種類（当てはまるものに丸をつける）
（１）バス停留所上屋整備事業
（２）バス停留所ベンチ整備事業
（３）バスロケーションシステムデジタル表示機器設置事業

２　補助事業の整備予定期間
令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

３　補助事業に要する経費見込額（消費税抜き）
金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

４　補助金交付申請予定額（補助対象経費に２分の１を乗じて得た額、ただし千円未満切り捨て）
金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

５　その他
次の場合には、補助の内定を取り消すことがあります。
（１）　申請した内容について、疑義等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。
（２）　正当な事由なく、内定通知日の属する年度内に補助事業が完了しないとき。
（３）　補助の内定を受けた日より前に、補助事業に着手したことが認められたとき。
（４）　その他補助を行うことが不適当と区長が認めるとき。

以上

捨印

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

会社所在地

会 社 名 称

会社代表者　　印

足立区路線バス停留所環境整備費補助内容変更申請書

年　　月　　日付、　足　　収第　　号で補助内定を受けた足立区路線バス停留所環境整備費補助について、下記のとおり変更したいので、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、申請します。

記

１　整理番号

－

２　変更理由

３　変更内容

以上

様式第４号（第８条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助内容変更承認書

年　　月　　日付で申請のあった補助内容の変更については、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第８条に基づき、下記のとおり承認したので通知いたします。

記

１　変更内容

２　補助金交付申請予定額（変更となった場合に限る）
金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

３　整理番号
－

以上

捨印

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

会社所在地

会 社 名 称

会社代表者　　印

足立区路線バス停留所環境整備取下げ・取りやめ届

下記の足立区路線バス停留所環境整備補助について、取下げ又は取りやめたいので、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、届け出ます。

記

１　補助申請日又は補助内定日

年　　月　　日

２　事由

（１）　取下げ（補助申請の取下げ・・・内定されていない場合）

（２）　取りやめ（整備の中止・・・既に内定を受けている場合）

整理番号：　－

以上

※　正・副２部提出のこと

様式第６号（第９条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助内定取消通知書

年　　月　　日付で申請のあった足立区路線バス停留所環境整備費補助については、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第９条に基づき、下記のとおり内定を取り消したので通知いたします。

記

１　整理番号
　　－

２　取消理由

以上

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

会社所在地

会 社 名 称

会社代表者　　印

足立区路線バス停留所環境整備完了届・補助金交付申請書

年　　月　　日付、　足　　収第　　号で補助内定を受けた足立区路線バス停留所環境整備が完了したので、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

１　契約期間

年　　月　　日（着手）～　　年　　月　　日（完了）

２　契約の相手方

３　整理番号

－

４　添付書類

（１）　補助事業報告書（補助事業に係る着手前、実施中、完了後の施設写真を含む。）

（２）　補助事業に要した費用が確認できる書類（請求書や領収書等）

（３）　道路占用許可書の写し（道路占用の許可が必要な場合に限る。）

（４）　完成検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。）

（５）　前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類

以上

様式第８号（第１１条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で補助金の交付の申請のあった足立区路線バス停留所環境整備費補助について、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第１１条に基づき審査した結果、下記のとおり交付を決定したので通知いたします。

記

１　交付金額
　金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

２　整理番号
　－

３　交付条件について
　この要綱の規定を遵守すること。

４　交付決定の取消しについて
　次の場合には、補助金の交付を取り消し、返還を求めることがあります。
（１）　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付又は交付の決定を受けたとき。
（２）　補助金を他の用途に使用したとき。
（３）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（４）　この要綱又は規則に基づく命令に違反したとき。

以上

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足　立　区　長

会社所在地

会 社 名 称

会社代表者　　印

足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

年　　月　　日付、　足　　収第　　号で交付決定を受けた補助金について、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

		千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額							0	0	0

※　金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※　金額の頭に「￥」の記号を入れること。

２　指定振込先

振込先金融機関（○をつける）		銀　行 信用金庫 信用組合 農　協				本　店 支　店 出張所		
種　別		１　普通　　２　当座　　４　貯蓄　（○をつける）						
口座番号（右づめで）								
口座名義人	フリガナ							
	氏　名							

以上

様式第１０号（第１３条関係）

足　　発第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付、　足　　収第　　号で交付決定を通知した足立区路線バス停留所環境整備費補助については、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第１３条に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

１　整理番号
　　－

２　取消理由

以上

様式第１１号（第１４条関係）

足　　発第　　号
年　　月　　日

会社所在地
会 社 名 称
会社代表者　　様

足立区長

足立区路線バス停留所環境整備費補助金返還命令書

年　　月　　日付、　足　　発第　　号で交付決定を取り消した足立区路線バス停留所環境整備費補助について、足立区路線バス停留所環境整備費補助金交付要綱第１４条に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

１　整理番号
　　－

２　返還金額
　金 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

３　納付期限
　　年　　月　　日

以上